

周南市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例  
周南市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年周南市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第7条第1項中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

(参 考)

周南市空家等の適切な管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(公表)</p> <p>第5条 市長は、法<u>第14条第3項</u>の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(空家等審議会)</p> <p>第7条 個々の空家等についての特定空家等の判定及び個々の特定空家等に対する第5条の規定による公表又は法<u>第14条第2項</u>の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による代執行若しくは同条第10項の規定による略式の代執行について審議するため、周南市空家等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(公表)</p> <p>第5条 市長は、法<u>第22条第3項</u>の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(空家等審議会)</p> <p>第7条 個々の空家等についての特定空家等の判定及び個々の特定空家等に対する第5条の規定による公表又は法<u>第22条第2項</u>の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による代執行若しくは同条第10項の規定による略式の代執行について審議するため、周南市空家等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2～4 (略)</p>